

白井市文化センター図書館研修室管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、白井市文化センター図書館研修室(以下、「研修室」という)の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の範囲)

第2条 研修室を利用することのできるものは、次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当する場合とする。

- (1) 来館者が、学習室として自習するために利用する場合
- (2) 図書館が主催または共催する事業
- (3) 白井市が主催する講座、講演会、研修会及び会議
- (4) 図書館が加入する団体等が実施する講演会、研修会及び会議
- (5) 読書会等団体で図書館を利用する場合
- (6) 音訳協力者等図書館ボランティアが学習会等で使用する場合

(学習室開放日)

第3条 前条の(1)に該当する来館者を対象に学習室として開放する日、及び研修室は原則として次のとおりとする。

- (1) 平日 研修室2
- (2) 土曜日・日曜日 研修室2
- (3) 夏休み・冬休み 研修室2

(利用時間)

第4条 研修室の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 センター長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず利用時間を変更することができる。

(利用の申込み)

第5条 研修室を第2条の(2)から(6)に該当する事業で利用しようとするもの(以下「利用者」という。)は、「図書館施設(備品)使用申請書」(別紙。以下「申請書」という。)をセンター長に提出し、その承認を得なければならない。

2 研修室の利用申込みは、利用しようとする日の1年まえからとし、その受付時間は午前9時から午後5時までとする。

(利用の取消等)

第6条 センター長は次に掲げる各号の事項に該当すると認めるときは、その利用を取消することができる。

- (1) 利用の目的に違反したとき
- (2) 利用の権利を譲渡し、又は転貸したとき
- (3) この要綱又はセンター長の指示に従わないとき
- (4) 災害・工事その他の都合により研修室の利用ができなくなったとき

(利用者の義務)

第7条 利用者は、研修室の利用終了後に施設等を原状に回復しなければならない。

2 利用者の責めに帰すべき理由により、文化センターに損害を与えた場合には、当該利用者がその損害を賠償するものとする。

3 この要綱に定めのない事態が発生した場合には、利用者はセンター長の指示に従うも

のとする。

附 則

この要綱は、平成15年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。